

5月定例教育委員会議事録

平成22年5月27日(木)10:00～

委員長 平成22年5月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いたします。教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。それでは、お手元の日程表をご覧くださいと思います。まず初めに、教育長から一般報告がございます。そのあと、議案といたしまして、議案第1号平成23年度鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜方針について、他3件、そのあと、報告事項アといたしまして、指導改善研修教員審査委員会委員の委嘱について、他10件でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。そうしますと、先月の教育委員会以降の、主な動きについてご報告をいたします。4月23日、県立学校長会を開催いたしました。校長先生方に、前例に捉われることなく、自分の思いを大切にして信念を持って、学校教育にあたってくださいという話をいたしました。4月24日には、岩美町にあります山陰海岸学習館リニューアルオープンということで、新しくなりましたので、8月1日に、ジオパークネットワークの懇親会がありますので、それに向けての拠点施設になるようでございます。展示も良くなりましたし、この実物の標本も良くなっておりましたので、知事さんもご覧になって非常に喜んでおられました。兵庫県の方からも市町村長さんもお出でになりまして、盛大に行われました。それから、4月26日には、県立米子養護学校を訪問いたしました。平成23年度には、教室が13不足するということがありまして、この6月議会に補正予算で、約2億5,000万円、2年間に5億円をお願いしておりまして、実態を見に行きました。普通教室以外を教室に転用したり、普通教室を間仕切りして使ったりとか。あるいは職員数が増えておりますので、職員室も共用になっております。そういうところを見ながら、予算要求していく必要があると思いました。

それから同じ日、記者クラブ、教育記者クラブと、県教委事務局との意見交換を行いました。それから、県立学校長期首面談ということで、校長先生方がこの1年間、どういった経営方針で学校を運営されるのかということをお聞きし、私なりに意見を述べるということで、面談を5月7日、11日、12日に行いました。それから、同じく事務部局の所属長につきましても、5月7日、12日、14日に面談を行いました。今年度の所属の目標等について、お互いの共通理解を図ることが主なねらいでございます。それから、前後しますけれども、4月26日には、このラシックっていう、県内に会社がございますけど、クラシック風のラシックでありまして、IT関連事業でございます。主に東京等でIT業界のエンジニアの方で、心身を病んでいらっしゃる方を、鳥取の地で休みながら、なお且つ、持てる力をいろんな面で協力をお願いしたいということで、環境大学、あるいは鳥取市、県教委、鳥取県という形で協定を結び、その調印式がございました。それから同じ日には、小学校の校長会に行き、学習習慣の定着や高校入試の話もしながら、お願いをいたしました。それから、5月7日には、県中学校長会の総会がありまして、ここでも高校入試の特に英語の結果等を紹介しながら、

学習習慣を付ける大切さをお願いをしたところでございます。

それから、5月10日には、大阪府立たまたがわ高等特別支援学校を視察しました。それから13日には、国に要望を行うために東京に行きましたけども、その時にも、東京都立永福学園という、これも高等特別支援学校を視察しました。大阪でこの代表的な学校と、それから、東京でも代表的な学校を見まして、それぞれ差があるなというふうに感じました。大阪の方も東京の方も実物をおいて実習がありまして、例えば、大阪だったらパン焼きのそのもの本物があったり、ケーキ焼きそのものがある。ケーキ、そういう実物をおいて訓練するという産業と、東京にもそれはあるんですけども、実物をおいてもパンだけ焼いていてもしょうがないということで、パンを焼く過程の中にいかに訓練するかというような形で、少し考えが違ってきます。ただ、東京の方は、企業の社会貢献という形で、例えば、スターバックスコーヒーとか、そういうところがもう入って、会社名を出さずに喫茶店そのものを、設計提供をしているというようなこともありまして、また、企業開拓においても、大阪は個人の先生がやられるのに対して、東京の方はハローワークを通して、学校で会を開催するというような形でも違っておりましたし、職員も結構今、見に行っておりますので、そういうことを活かしながら、25年度の開校に向けてやっていきたいというように思っています。少し触れましたけども、5月13日に国要望に行きまして、県選出国会議員さんとか、あるいは関係省庁をお願いしました。特に教育委員会関係では、耐震工事をこの22年度市町村から要望が出ておりますので、それを速やかに実施していただきたいということと、それからできるだけ早い時期に、夏休みに工事が始まるようお願いしたいということをお話させていただきました。

5月17日には、鳥取大学と教育委員会との定例の意見交換会がございまして、高大連携を進めるとかいろいろありましたけれども、毎回出ておまして、鳥大も県教委も、いろんなジャンルがあってそれぞれやっているわけですけども、それをもう少し書き出しながら、組み合わせでチャートを作ってみると、案外、だぶっているところもあるし、もう少し整理をすれば、より効率的なことが出来るかなというふうに感じたりしました。それから、5月17日と5月20日には、昨年度から、20年度からの義務化しております、コンプライアンス研修、これを2日間に分けて実施いたしまして、17日の最初のときに私も話をさせていただきました。このほか、5月21日には、県立学校の副校長教頭会がございました。それから5月24日には、鳥取県経済同友会東部地区定期総会がございまして、この場で、鳥取県の教育の未来という形でお話をさせていただきました。今後になりますけれども、6月1日から議会が始まります。会期は23日までありますけれども、6月3日に自由民主党の前田八壽彦議員、それから6月7日にきずなの森岡議員が一般質問をされるということで、質問が出て、これの対応はこれからの課題だというふうに思っております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、議題に入ります。本日の署名委員は、岩田委員さんと山田委員さんをお願いいたします。では第1号議案について、説明をお願いします。

3 議事

[公開]

議案第1号 平成23年度鳥取県立特別支援学校(幼稚園・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針について
特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 はい。それでは、平成23年度鳥取県立特別支援学校(幼稚園・高等部・専攻科)

入学者募集及び選抜方針について、別紙のとおり提出させていただきます。はぐっていただきまして、基本方針といたしまして、1番です。特別支援学校入学者募集選抜については、出願資格を有するもののうち入学希望者は全員入学を許可するものとするということです。ただ、鳥取盲学校保健医療科及び専攻科理療科の入学者選抜については、定員を設けて、入学者定数が募集に満たない場合には、その不足の生徒数について再募集を実施するものとするということで、盲学校においては、選抜試験をするということにしております。出願資格については、学校教育法施行令22条の3に該当する障がいの程度のものということでございます。募集の対象は、幼稚部につきましては、聾学校においては、3歳児、4歳児、5歳児、皆生養護学校にあっては、4歳児、5歳児でございます。高等部は、以下のとおり、そして専攻科については、今の鳥取盲学校についてでございます。

3番、日程でございます。出願の期間が平成23年2月17日～21日で、検査日が3月3日、そして合格発表が3月11日でございます。試験の内容としましては、入学者の願書の書類及び面接でございます。また、高等部、盲学校の保健医療科のみが学力検査を行うということにしております。また、一番下でございますけれども、再募集につきましては、3月の16日～17日が出願期間で、検査日は22日、合格発表は3月25日というふうにしております。以上です。

委員長 はい。この件について、何か、ご質問等はございますでしょうか。

委員 文章上の読み方なんですけど、基本方針の但し以下は、定員を設けてというのは、オーバーした場合は定員までにして、落ちる人もいるっていう読み方でいいわけですか。

特別支援教育課長 そうです。

委員長 他にありませんか。

委員 これは定員を設けるといのは、どうしてだったんですか。

特別支援教育課長 1つ、何て言いますか、許容量とか、教育とか、その実習とか、そういうステージのものでございます。現実的には、どこも定員に満たないどころか、倍率が1あるかどうかという、反対にそういった方が心配です。

委員 学力検査で、定員以下でも落ちる場合があるんですか。

特別支援教育課長 この専攻科というのが、あんま、はり、灸、指圧の国家試験を目指すということが一方にございまして、その養成施設もあるわけですので、あまりにも、水準に満たない生徒の者については、落ちる可能性もあります。

委員長 はい。いかがでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、原案の通りにさせていただきます。では議案の第2号をお願いします。

[公開]

議案第2号 平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針のご説明をいたします。はぐっていただきまして、局面大きく変えておりません。基本方針は、各学校がそれぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により、生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うということにしております。それで、全日制及び定時制課程の3番になります、入学者選抜についてですけども、推薦入学の選抜を、23年、来年の2月8日に推薦入試を行うということ、それから、(2)になりますが、一般入学者選抜を23年3月3日木曜日及び4日の金曜日に行う。合格発表については、23年3月11日金曜日に行う。それから(3)になりますが、再募集入学者選抜については、23年3月22日に実施し、23年3月25日に合格発表をする。それから通信制課程における入学者選抜につきましては、

例年通りなんですが、23年3月2日～3月28日までの間の出願時に実施するというふうになっております。

昨年度、問題になっておりました配慮事項というところに、5番でございますけれども、検査に当たったの配慮ということで、ここには、身体等に障がいのある生徒ということをつけておったんですが、選抜に当たったの配慮と言いますか、ここでは留意事項に直しておりますけれども、この(2)について、身体等に障がいのある生徒が去年まで入っておりませんでした。これを入れて、それで、なお且つ、選抜に当たって、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするという、ちょっと分かりにくいことになっておりましたので、それを、それらの制度に対することに対して、不利益な取り扱いをしてはならないという、こういうことで、改めております。あと、詳しいことにつきましては、県の方が出しております、要綱がありまして、そういうことでまた、通知するようにしております。以上でございます。

委員長 はい。この件について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

教育長 ちょっと、補足をして。議案1号の方では、これは特別支援学校の選択方針には、出願期間が、これ、明記をされておりますが、議案2の方は、これは、試験日と、それから合格発表日であります。私も去年まではまったく気がつかないんですけども、見てみまして、この同じ選抜方針でもその範囲が違っているなということで、ただ、この高校の方は既に政策法務課を通してありますので、もう間に合いませんので今年はこれでいきますけれども、ただ、資料をお付けしておりますでしょうか、日程ですね。今、参事監が申しした通りでありますけれども、出願期間を、この2月22日と23日ですね、一般が。推薦はその前の2月7日でありますけれども、一般が2月22日、23日、それから再募集の出願が3月16日ということだと思います。取り扱い方針の中に載せておりませんでしたけれども、来年度からそういうふうにしたいと思っておりますのでご了解願いたいと思います。

それから、先程の参事監の方でありましたが、4ページになりますが、この新旧対照表であります。左側の方が新で、右側が旧のものなんですけれども、旧の方を見ていただきますと、配慮事項の(1)身体等に障がいがある生徒っていうのが書いてあるんですけども、(2)番の方には、選抜に当たったの配慮が、この身体等に障がいがあるが消えてしまっておりますし、それから配慮っていうのが、何か加算をするような誤解を招く表現がありはしないかということで、昨年、議論になったと思います。この1年ごとに見直しということで、昨年は了解したんだと思うんですけども、今年は、身体に障がいがあるということを加えた上で、もう少し、明確に定義しようということ。それで、この件につきましては、中学校の校長先生方からなります入学者選抜委員会でも議論しまして、こういう方向でということとは同意されているところでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑の方。はい、どうぞ。

委員 今、中学校の校長先生方の委員会の方から、今、声が出ていないのかもしれませんが、以前、一般入試の日程が、年々早まってきているわけですね。前年度を参考にということで集まってきておりますが、やむを得ない事情で、こういう早まってくるというのであれば、中学校側は授業日数確保の点で、やはり長期休業中もう少し考えていかなければいけないんじゃないかと思うのですが。以前は、何年前か、6日、7日になった時でしょうか、以前は8日、9日ぐらいでなかったかなと思うんですが、今年度に限りこれで、この日程で了解してくださいということを、言われたことがありました。それで、その次の年はちょっとずれましたが、ここを見させていただきますと、だんだん、だんだん早くなってきている状況がありますね。昨年度は新型インフルエンザのことがありまして、追検査というものが入ってくるということで、やむを得ないのかなと思ったこともありますが、この事情は、何かあるんでしょうか、こういった県立高校の入試が早まってくるということについては。

参事監兼高等学校課長 曜日で言いますと、例えば、もし次の週にする場合ですと、例えば、7日、

8日とすると、月曜日から始めるとなると、どうしても学校の準備のこととかがあって、月曜日からということは、ちょっと抵抗があります。そうすると、今言われた8日、9日という格好でしますと、合格発表等もずれてきて、次の再募集を行うことが、再募集の入試が去年並みぐらいに下りてきます。去年よりももっと下りてくるかもしれません。それで、そうなってきて、合格、再募集の合格発表が29日、30日の辺までずれ込んでくると、学校の方として、そういう一番、多分、手をかけないといけんというか、あとで面倒をみななければいけない、注意しておかなければいけないようなそういうことの設定が出来ないっていうようなことで、今年についても、22年度入試については、学校としては、29日はとてもつらいなというような声が高校の方からはあったということで、中学校の側からは確かに、今、言われたように、授業日数ということで言えば、次の週がいいがということであったんですが、一応、3月1日が卒業式というような格好でなっております。3日よりも早くなることはございません。これは一番もっとも早いということで、来年度以降からまた、何て言いますか、多分5日とかそういうような格好になってくるんじゃないかと思うんですけども、8日か。そういうところで、理解いただければと思っておりますけれども。

委員 理解はしないといけないところはあります。こういう状況でも遅くすることが出来ないんだという、先を見通した、そういう構想があれば新学習指導要領になりますと、また、時間数が増えますから、それならそれで、学校の年間計画というものを今から見通して考えていかなくてはいけないのではないかとということで、ちょっと確認させてもらったんです。

参事監兼高等学校課長 分かりました。

教育長 曜日、なるべく遅くしたいと思うんですけども、土日が挟まった時にどうなるかというところが大きなポイントと、もう1つは、やはり試験が終わってから採点もしますね、採点を慎重に、慎重にやりますし、それから提出答案を全部県教委が受け取りまして、また、県教委でチェックします。意義があればもういっぺん採点を全部やり直してもらいますので、そうした情報開示になっておりますので、きちんとしてやらなければならない、そのための時間確保も必要だということもありますので、やはりそういうバランスをとった上でのぎりぎりの日程です。もちろん中学校側は、もう少し遅くしてくださいという要望はありますし、こちらはこちらで対応しなくてはいけない、そこを踏まえた上で、検討委員会で一応合意をしているというところでございます。

委員 この基本方針の1番目の項で、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方針ということが書いてあって、3のウのところ、選抜方法で、推薦書、作文というのが書いてあって、要は、それぞれの高校は、ここのウに書いてあるものを適時組合わせてもいいという読み方でいいんでしょうか。

参事監兼高等学校課長 はい、ですが。

委員 はい。そういうことですね。だから、高校によっては、比重の置き方とかなんとかって違ってくるっていう。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 そうですね。それと、今、大学の方でごく当たり前になってきたAOとか、自己推薦っていうのは今後入れる可能性があるのかないのか、その辺はどうなんですかね。

「教育長 推薦制度そのものがどうかっていうのがありまして。全国的には、推薦の数を減らすとかっていうことになっておりますね。

委員 はい。

教育長 やはり大学段階でのAOとかいうのはまた違ってきますので、果して15の段階の子ども達にそういういろんな形の推薦を設けていくことがいいのかどうかということからも議論していかないといけないと思いますね。

委員 だから、問題のケースですね。

教育長 はい。

委員 逆に言えば、推薦の内容の問題ということですね。

教育長 はい。

委員 AOというのもある種の面接をずっと絡み合わせていくわけですから、もっときめ細かいというふうに思いますけれど、もうちょっとそこら辺をちょっと考えておられるのか。

教育長 そもそも論からね。

委員 はい。

教育長 本当に、推薦制度というのはどうなんだろうかというような。

委員 ありようがね。

教育長 学力とか、そのものの関係とかね。

委員 ええ。それと去年、急遽、新型インフルエンザでかなり留意した分、この基本方針のところにはそういうことの留意とか、追試というのは述べなくていいんですか。それはまた別枠で考えるという。

教育長 それは、去年の段階で要綱を作りました時に。これは今年限りだということを明記しておりましたので、もう対応は行いません。

委員 新型インフルエンザではない病気の時にいろんなことがありますよね、日常のときに。

教育長 はい。

委員 それのことを、これはどこかで読めるんですかね、それは。

教育長 それは別に定めるところの中で。

委員 別のところで。

教育長 ええ、推薦入試では受けられなかったら個別に中学校長とやり取りも出来ますし、日程も対応出来ますので。ただ、集団的になった場合に去年は臨時ということで対応していました。

委員 分からないですよ、またどういう形であるか。

委員長 他にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、原案のとおりとさせていただきます。議案の第3号から、それから報告事項のアについては人事に関する案件ですので、これらの議事については非公開としたいと思いたしますがいかがでしょうか。

委員長 それでは、そのように取り扱いをいたします。

[非公開]

議案第3号 鳥取県教育審議会委員の任命について

議案第4号 鳥取県就学指導委員会委員の任命について

報告事項ア 指導改善研修教員審査委員会委員の委嘱について

委員長 続きまして、報告事項のイをお願いいたします。

[公開]

報告事項イ コンプライアンス強化運動期間の取組について

教育総務課参事 説明

教育総務課参事 はい。報告事項イ、コンプライアンス強化運動期間の取組についてご報告させていただきます。おめくりいただきまして、1ページでございます。すでに何回かこのコンプライアンス強化運動につきましてはこの教育委員会でも取組状況につきましてご報告させていただいております。この度、ご報告させていただきますのは1番に書いてございますように運動期間が第1期、第2期とも4月末で、すべて終了という形になりましたので、この2つの期間を通じまして、教育委員会の方で取組みました内容、その結果につきましてご報告させていただきます。2番の運動期間中の取組状況でございます。大きく3つに分けてございますけれども、まず1番、職員への周知徹底につきましては全職員への周知という形で、教育長通知なり、また庁内LANを通じました全職員へのメール通知、これによりまして年度末、年度当初、職員の方に通知、周知を徹底させていただいております。また、の管理職への周知につきましては、事務局内の課長会議、また県立学校の校長会、事務長会をそれぞれ2回開催いたしまして周知の方を徹底させていただいております。(2)番の重点的な取組でございます。5点挙げさせていただいております。1番と2番につきましては、周知徹底と同様の趣旨でございますけれども、まずは研修によりまして全職員、全教育職員に対しまして、この度の物品購入に関わります不正経理の内容を初め、業務上でのコンプライアンスの視点での点検等につきまして研修を行ったところでございます。

また、番の職員への意識啓発につきましては、知事からの緊急メッセージなり、それから県民への誓いという、これを執務室内に大きく掲示するとともに全職員が、名札とか、職員証の方の裏面に、この県民への誓い、縮小版を貼って、業務外においても意識して行動するというふうな意識の徹底を図らせていただいたところでございますし、本庁内におきましては、朝礼でこの県民への誓いを毎朝唱和、全員がしていることを徹底、今現在も徹底しているところでございます。3番の財務事務の重点的 point ににつきましては、この度の会計検査院の指摘が、特に、年度をまたぐ物品購入の取り扱いが不適切ということもございましたので、特に、年度末での周知徹底なり、物品購入に関わります検査検収員、これを複数名指名して、特にその辺りでの指導監督等強化したりといったことに努めました。

番の不適正経理事例の原因等の分析につきましては、この度の不正経理の件数が全庁において、教育委員会の件数が過半数を占めたということもございまして、特に、適正経理の分かった職場、学校ごとにその原因なり、要因というものを分析していただいて、それをとりまとめフィールドバックすることによって、それぞれの現場における研修の資料として活用いただいたところでございます。

2ページの でございます。コンプライアンスの視点での業務の点検、実は、この度の会計検査院の指摘は物品購入等に関わります不適正経理の関係でございましたけれども、特に、この強化運動期間につきましては、これを契機に物品購入だけに関わらず日常業務においてもコンプライアンスの視点でどうなのか、見直す点はないのかという点での点検の方をこの期間の重点事項として取組んだところでございます。特に、業務執行状況なり、それから公金、県費外会計の執行状況のこの2点につきまして、点検の方をさせていただきました。点検結果でございますけれども、アの業務執行状況につきましては、この期間中において、業務の委託契約の内容、その執行において一部不適切な点がございましたので、それにつきまして所管課の方を通じまして是正手続きを進めたといったことを行いました。これを契機に、こういった契約事務につきましても適正な執行について注意喚起をしていきたいというふうな方針でございます。

(イ)の公金・県費外会計の執行状況につきましては、イの1の2点につきましては、既に2月9日のこの教育委員会において報告をさせていただいたものでございます。4所属において6つの通帳の口座が新たに確認されたということで、解約の手続きを行い、県に収納を行ったところでございます。また、1つの所属におきまして、図書券・図書カードが見つかったことを報告させていただきましたけれども、受払簿を作成して、事務局内で有効活用を図る、こういうことに手続きを進めさせてい

ただいたところでございます。一番下の2番の今回新たに報告するもの、この度の運動期間中に、また新たに1つの所属で郵券類が発見されました。100円切手等の切手類でございますけれども、総額で10万3,000円余という形で、少し高額、少しというか、高額な金額の切手が発見されました。発見の内容につきましては、執務室内での書類の棚がございまして、そこを人事異動後に整理、片づけをしていたところ、どうも引き出しがなかなか奥に閉まらないということで、何か奥にひっかかっているといったようなことがございまして、よく見ましたら、その奥の隙間に、このようなものが押し挟んであったというか、落ちていたということで出してみましたら、切手類が入っていたといった形です。袋にマジックで記載されておりましたので、その所属名を見ますと、今回は教育環境課の方の書類棚から発見されましたけれども、教育環境課が出来る前の旧所属の名前が書いてあったということで、おそらく10年以上前の旧所属の方で取り扱っていたものと推定されております。ただ、関係の書類というのは、保存期間は終了しておりますので、これ以上の追及というのはなかなか難しいという点がございまして、今後の処理方針につきましては、前回報告させていただきました図書カードと同様に受払簿の方を作成して事務局内での有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

めくっていただいて、3ページでございます。両機関を通じまして制度面につきましても見直しの方、行っております。やはり不適正経理の関係につきましては懲戒処分の指針、これを改正いたしまして処分の厳格化という形で見直しを行い、昨年12月10日に通知を全職員にさせていただいたところでございます。また、コンプライアンスの行動指針の見直しにつきましても、この度の不正経理を踏まえた全面改正を行うとともに、不正経理の事例を追加した不祥事防止のデータベースの見直しも行ったところでございます。と、につきましては教育委員会以外の動きでの対応でございますけれども、行政監察監の方では、外部通報窓口という形で物品購入の購入先、これは業者のかたから県の方でおかしな動きがあるということがあれば通報していただく、その受け入れ窓口を設置されたところでございますし、4番の方では会計局の方の通知によりまして、物品購入の際での複数担当者の配置というような検収的改善の見直し、この辺について通知がなされたところでございます。今後の対応につきましては、副知事を本部長とする、全庁的なコンプライアンスの確立本部というのが立ちあがっておりますけれども、この対応方針に基づきまして、引き続き、再発防止の方の取り組みに努めていきたいというふうに考えております。さらに、先ほどの郵券類の件ではございませんけれども、各所属・学校において定期的、組織的な日常業務の点検というものを引き続き計画していきたいというふうに思っておりますし、緊急メッセージでございまして、県民への誓い、これも最初に説明しましたように、今も朝礼で唱和、全員がしております。こういった取り組みを引き続き実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。この件につきましていかがでしょうか。

教育長 もうないとは思っていたんですけども、こういうふうに非常に残念だとは思いますが、ちょっと金額がね、10万超しておりますので、しかも切手、単独ということなので。

委員 これだけ周知徹底をして取り組んでいかれるというわけですから、今後はこういうことがないのではないかと、多分、多忙過ぎだということもひとつあるのかもしれませんが、それはそれとして、高等学校の方にもこういうふうな周知徹底っていうのがなされているわけですね。

教育総務課参事 学校の方に周知させていただいております。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは報告事項のウをお願いいたします。

[公開]

報告事項ウ 平成22年度全国学力・学習状況調査の実施状況について
小中学校課長 説明

小中学校課長 報告事項ウ、平成 22 年度全国学力・学習状況調査の実施状況について報告をいたします。ページをおめくりいただきまして、まず、県内の実施状況でございます。4 月、先月この全国学力・学習状況調査を実施いたしました。実施については、そこに、表に載せておりますが、小学校、中学校それぞれ抽出の対象校として 63 校、35 校が参加をしています。抽出したところにつきましても希望利用校は小学校 66 校、中学校 23 校が参加をしております、全体で小学校が 129 校、中学校が 58 校で、いずれも 90%強のところ参加をしております。未実施校についてはその右側に挙げております 13、5 校ということです。児童生徒数、これ推定ですけども、およその人数としては表に挙げておりますような人数で参加をしているところでございます。詳細事項につきましては、昨年度と同様で小学校、中学校とも国語、算数、国語、数学の A・B 問題、そして質問紙調査ということで、学校に対する質問等という内容でございます。

今後ですけども、文科省の方からは抽出調査の結果につきましては、8 月を目標に発表、情報提供をすると、それから公表をするということになっております。なお、4 番のところには本県の抽出調査結果の開示についてというふうに挙げておりますが、この度は、抽出ということで県・都道府県レベルでの制度を保った抽出割合ということで、国の方は市町村ごと等については、市町村以下の地域については集計をいたしませんので、県の方にも市町村ごとのデータ等はやってまいりませんので、県全体での状況については、当然こちら公表はいたしますし、それ以上、つまり市町村ごと等についての情報開示の請求がありましても県にはそういったデータが存在ということになります。なお、希望利用の調査結果につきましては、これは国の方が採点・集計等は一切関与いたしませんので、既にご承知かとは思いますが、本県では、この活用を学力・学習状況調査の活用支援事業補助金ということで、採点それから集計等のことを各学校、あるいは市町村ができるように予算措置をしております。それに対して、80 校が今現在この事業を活用して採点・集計の方を業者の方をお願いしているという状況でございます。なお、結果につきましては、県全体の傾向等については、これまでの経年比較、それからちょうど今年度は 3 年前に小学校 6 年生でこの学力・学習状況調査に参加をした子ども達が中学校 3 年生としてこの度やっておりますので、そういったことの比較等も県としては分析等していきたいと思っております。以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 すいません。調査未実施の学校というのはどうしてもあるということで、抽出方法というのは政局の流れによって今後の展開というふうになるかもしれませんが、この参加をしないというような理由につきましては、この理由及び今後これがどういうふうになるのか、また、例えばこう未実施というか、参加しない学校があることによって果たしてこの意義というのはどうなるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

小中学校課長 国の方の動向は、ちょっとまだ来年度以降については不透明ですけども、この度、調査未実施のところは抽出から漏れて希望利用のところでは意志表示をされなかったところが結果的に未実施となっております。これは県内では 3 つの市町でございますが、それについては、これまでの 3 年実施したもので、例えば、自分のところの市町村内では傾向がもう見えているから、今、抽出の参加をするけれども希望利用では取敢えず参加をしないですとか、あるいは他の試験、学力調査に変わるようなものを、例えば市全体でやっているの、あえてもうこの希望利用までは参加をしないというようなことで、辞退をされております。

委員 全国は、70 数%ぐらいになるんですか、鳥取県はかなり高い。

小中学校課長 はい。比較的参加率は高い数字を。

委員 逆に言うと、その全校参加、こっちが質問した、全部参加するということに対して異議はな

いわけですね。抽出方法自体で、抽出。その通りですかね。

委員 抽出したところは全部参加してるでしょ。

小中学校課長 抽出のところは全部参加です。一つ例外的に1校だけ抽出に参加しますよと手を挙げたんですが、ちょうど修学旅行と重なっておりますのでそのことを国に報告しましたら、それは希望利用参加ということにしてくれということで、同じ日にできないと抽出校の対象にならないということで、そういった参加がございました。基本的には100%抽出はしている。

委員 委員がおっしゃったように、全国平均的に参加率というのが70数%であれば、希望利用校とこのを今後増大しようというような努力は必要ないんじゃないかということですよ。

委員 年間授業日数というのは決まっていますが、そうすると全部で総授業時間数はなんぼあるかというのを計算します。そうすると、その中でいろんな行事とか授業とかする中で、やはりこの学力テストをするだけの時間数、時間をとってするだけのやはり価値があるかっていうことを各学校でされればそうされると思いますが、同じようなテストを既にもう4月にするんだというようなところは、やはりこのテストをするために何時間か使われるんですか。6時間と4時間、8時間かなんぼ時間が必要ですね。そしたら、しないと言われるところもあるということなんですね。

委員 いろんな議論されていますよね。3年と6年だけでいいのか、算数と国語だけでいいのか、どちらの方向に行くのか、もう、もっと思いっきり簡素にするのか、という両極の議論がいろいろありますよね。今、まだ、もうちょっと、よう分かりますね、国の在り様として。それによって今度は各都道府県独自の調査を復活するとか、しないとかいう話、議論が必ず出ますね。

委員 ひとつ教えてください。希望された学校については採点とか集計の予算措置がしてあるということですが、それは各町村が、地教委、あるいは各学校単位でそのことを依頼されるのでしょうか。

小中学校課長 各市町村の方で。

委員 そうすると、どこにしてもらうかはまちまちになっているということですよ。

小中学校課長 そうですね。

委員 分かりました。

小中学校課長 情報提供として県の方から、こういった業者はこういうこととということで、情報を得ているものについてはお出ししております。

委員 はい。分かりました。

委員 希望利用校89で、実質は80校が利用ということで9校は利用していないということですか。

小中学校課長 はい。それについては、その事業については、のらないというところもございました。

教育長 その理由は、

小中学校課長 それは、例えば業者と折り合わなかったとかですね。

委員 なるほどね。

小中学校課長 予算的なことで、何か折り合わなかったというようなことで、結局、やめられたというところもございました。

委員 自分のところですかね。

教育長 あと、人数が少ないということ。

委員 人数が少なかったら、自分のところでできますね。

委員 ベネッセとどこでしたっけ。

小中学校課長 内田洋行とかですね。あと、何社か、東京書籍とか、大手がこういったことにはいろいろと、希望利用のことを国が打ち出してから、採点業務のことも、いろいろと案を出してこられたんですが。県としても、問い合わせをしている段階では、いろいろと初めてということもあって、

業者と、こちらのリクエストとが折り合わないところも実はありまして、その後、いろいろと業者の方にも通知されたようですけども。

委員長 他にも、何か、ありますか。

委員 ちょっと様子を見ないと。

委員長 それでは、よろしいですか。はい。報告事項の工をお願いいたします。

[公開]

報告事項工 平成23年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

小中学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項工、平成23年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項についてでございます。ページをおめくりいただきまして、そこに、左右に分かれた昨年度との対照について表がございます。本年度、日程ですけども、昨年度並みで一次試験を7月17、18の土曜、日曜、2日間を予定しております。二次試験につきましては9月6日から10日までの日程で、小学校、中学校、県立高等学校というふうに日程を組んでおります。その他、昨年度との違いのを中心にご説明を申し上げますが、まず採用予定者数、中ほどのところがございます。小学校の教諭につきまして、まずは50人、昨年度は35人を50人。中学校につきましては10人が17人。高等学校につきましては20が5。それから特別支援学校は10が14。それから、盲学校理療科につきましては、これは別途ということでここには載せておりません。

養護教諭につきましては、変わらずに4名。それで、統計で言いますと、昨年度より11名増ということでございますが、講習等によって、数がちょっと異なっております。なお、増えておりますものについては、今後の退職者の増が見込まれるために増員しておりますし、それから減っております高等学校につきましては、これは、学級減等のことから定員を減らさざるを得ないということで、減になっております。それから、ここには載せておりませんが、今回の改善点といたしまして、一次、二次ともですね、受験者に、その結果を通知する際に、試験項目別の得点を明記してお返しするというようにしております。以上でございます。

教育長 二次も。

小中学校課長 はい。

教育長 この要項の4ページに、(5)で一番下のところですが、中文字で、第一次選考試験の結果通知を受験者の各試験項目に得点を記載して通知するというところ。これまでは、開示請求で個別に対応していたんですけども、いつも多ございますので、もう、どんどん最初から出した方がいいだろうということをお判断いたしました。

教育長 二次もなの。

小中学校課長 私、ちょっと、すいません。二次もだと思っておりましたけど、ちょっと確認いたします。

教育長 うん。一次だよ。これ、一次、選考試験をやったやつ。それから、去年は、5ページの内容はあとで記者発表をしたり、それからホームページに公開したりしましたけど、最初からもう取り込んで、こういう観点で配点もこうですということ、5ページですね、事前にオープンしております。

委員長 いかがでしょうか。

小中学校課長 すいません。

委員長 はい。

小中学校課長 先程の件ですが、一次試験、それから二次試験ともに得点を項目ごとに通知でお知らせをするということにしております。

委員長 二次もということですね。

小中学校課長 はい。別の資料で整理をしておりますけれども。

委員長 要項に書いてなくていいんですか。二次を公表するということは。

教育長 その二次試験の選考基準とか、それは、また、8月下旬に合格者対象にしますので、これは、あくまでも一次試験を対象という、最初の関門のところですよ。

委員長 そうですか。

委員 高校がかなり少ないですね。

教育長 そうですね。23年度に6学級学級減になるということとか、非常に流動的なところがありますね。

委員 ちょっと教えてください。私、ちょっと気になりましたのが、5ページに実施要項の5ページの選考基準が上がっておりますが。

小中学校課長 はい。

委員 その中で、小学校、特別支援学校は、大体、同じ項目ですか。それで、中学校は違いますよね、その項目が。と言いますのが、教育問題に関する討議というのは、中学校、高校、養護教諭だけのところにこの項目があるんですが、小学校とか、特別支援学校の教諭とかはそれがないんですね。この項目が違うというのはどういうことなんでしょうか、一次試験で。

小中学校課長 はい。実は、小学校の教諭や特別支援学校の教諭には、中学校、高校にない共通した実技試験等がたくさん設問があります。

委員 うん。

小中学校課長 それで、そもそも、そこも違ったんですけども、そこから中学校、高等学校の教諭から養護教諭については、一部、実技があるところもあるんですけども、もう少し多角的に人物を見たい。小学校には、別途の他のものがあるので中学校やその他のものについても、また違う角度から少しでも見たいということで、あとから、その教育問題に関する討議というのが加わったということです。

教育長 それを、その教育問題に関する討議も、小学校も入れた方がいいんじゃないかなという意見ですね。

委員 はい。ということなんです。なんか、これは二次試験の方に入って、深く見られる内容かなとも思ったりもしましたね、一次に入ってくるんだったら、やっぱり全校種あった方がいいのかなと思ったりしたものですから。

教育長 二次は二次で、また今後定めて、小学校教諭にやっぱり求められるというのは、ある程度専門的にもう少し深くということをします。

委員 はい。

教育長 ただ、あくまでも一次試験ということで、たった2日間ですかね、期間が限られている中でやる試験ですので、その中でやはり共通項と、それから、それぞれの分野に対して特殊な専門性の分野を聞いているということになります。

委員 この教育問題に対する討議と面接試験、集団面接の、やり方というのはどこがどう違うんですか、これ、上と下で。

小中学校課長 面接の方は、集団面接というのは、やはり、しても複数、3人とかという人数で、それに面接官もこちら3人に座っていただくんですけども、教育問題の討議に関しましては、これは、もっと大人数でですね。

委員 大人数で、自分たちでワーツと討議してということですか。

小中学校課長 というのが前提ですが、なかなか、そういう、かみ合うような討議にならない場合もございますが、ただ、誰かが発言をしますと、それに対して、関連して違った者もまた発言するという。

委員 そういうふうに行っていくと。

小中学校課長 1つのテーマを与えて、その中で発言が重なっていくという。

委員 集団面接の場合は、試験する側が一問一答みたいな形で行うというような形ですね。

小中学校課長 はい。

委員 イメージとしては。

教育長 はい。そうですね。上の方はグループディスカッションですし、下の方は受験者が何人かいて、そして、また何人かの面接官で、合同で数名やっている。

委員 それぞれ時間は、どれぐらいかけるんですか。

委員長 時間ですね。教育問題で20分ぐらいですね。集団面接は30分ぐらい。それから二次の方は、また、うんと増えますけれども。

参事監兼高等学校課長 結果を入れて30分ぐらいでやります。

委員 うん。その時間で、これだけ見るのは大変ですね。

委員 今、本当に教員の中でも、コミュニケーションできない教員がどんどん増えているということがありますよね。その辺を考えましたら、先程言いました教育問題に関する討議ですね。やっぱり、集団の中でなかなか自分の考え、ものが言えないというようなかたもあるんじゃないかと思うんですね。その辺を踏まえると、やはりあった方がいいのかなとも思ったりもします。今後、検討をしてみてください。

小中学校課長 実情を申しますと、小学校や特別支援学校の方は実技試験等含めると、非常にめいっぱい試験科目が多いです。それで、それに比較して、その実技試験のない教科の中学校、高校等の一部の分については、非常にシンプルになってしまうと、最大限、少し、こういったものも入れていこうということ考えているところです。

委員 ちなみに、第二次選考はどういう内容になるんですか。

小中学校課長 二次試験のことですね。

委員 はい。

小中学校課長 二次試験は、今度は、面接が中心になります。

委員 はい。個別面接ですか。

小中学校課長 はい。個別とそれから集団と。

委員 討議はないんですか、今度は。

小中学校課長 模擬授業ですね。

委員 模擬授業ですか。それが、かなり時間を取るんですね。面接とか、そういうこと。

小中学校課長 はい。ただ、1人あたりの。例えば、模擬授業なども1人あたりということになりますと、短時間でございますが。

委員 個別面接は、何分ぐらいですか。

小中学校課長 20分。

委員 20。

教育長 30分ですね。

委員 これぐらいいたら、結構。

委員 1人じゃない、3人ぐらいですよ。

参事監兼高等学校課長 いえ、1対1。

委員 1対1ですか。

参事監兼高等学校課長 1対1で、面接官が3人ぐらいです。

委員 面接官は3人いて、

参事監兼高等学校課長 相手は一人、個別で。

委員 総合力ですよ。

教育長 はい。それから、当然社会人の方も入っていますし。

委員 はい。そうですね。

教育長 年々、その時間が増える傾向というか、増やす傾向になっているんです、じっくり目を。

委員 はい。そうやってきましたよね。

教育長 はい。

委員 大変な、やっぱりいろんなルールがあって難しいと思うんですけど、一保護者として考えた場合に、こんな教育関係、いろんな変化というのは皆さんご承知のとおりだと思いますけども、その変化に対して、この選抜の採用の主な理由というか、そういうのが変わってきているところはあるんですか、鳥取県の中に。他県に比べて、できればそうあってほしいような感じがするんですけどね。

小中学校課長 面接の内容ということですか。

委員 それも含めて、時間配分も含めてあれで。個性っていうのは追求できないもんですか。

小中学校課長 いえ、それは可能でございます。

委員 可能なんですか。

小中学校課長 はい。例えば全国的に、これまでの傾向としては、ここ数年来、人物重視と言いますか、面接を充実させていくという方向が全国的には傾向だというふうに。

委員 そういう意味では試験の結果、何々登載で講師になられて、こう各学校で常勤でなくてやっておられる方もいらっしゃるんですね。その時に、校長先生なんか、この人はいいって思われて、その推薦っていうのはどっかに生きてきているんですか。それはどうなんでしょうか。

小中学校課長 これは直接その選考の点数化ということにはちょっとなっておりません。と言いますのも、その必ずしもそういう方ばかりではない、公平さを保つためにはそこで有意差をつけるというのがいかなものかということになります。

委員 実際はものすごい役に立っているんですよ、僕が思うには。ただ、心配されている面も確かにあるのは事実ですけども、でも本当は一番現場で役に立つというのはそこかなあとかいう。

教育長 難しいところがあります。総合的と言いながら、総合の中に何でもかんでも、入れ込んでしまうと逆にブラックボックスなってしまいますし。

委員 そこが難しいところなんですけどね。公平性を追求した時にやっぱりできないんだけど、あえてやっぱりそこを創意工夫されて独自のものをやっていかないと今の教育の中でね、大変こう精神的にも追求される、タフな先生を求められる時期に、やっぱりその辺はある程度考えるということは、これは皆さんで考える大切なことじゃないかなあと、更に鳥取県としてなんとか個性があれば素晴らしい教育になるんじゃないかなあというふうに、その原点だと思うんですね、その採用っていうのは。ぜひ意識というか改善していただきたいと思います。

教育長 一方でね、やっぱりその例の大分県のあれからくる取り組みの透明化っていうのもありますし、また、もう一方で、これは選抜者の選考試験だから、そうした本当に相応しい人を選ぶためのシステムを作る時だっていうのがありますので。一方で透明性を確保しつつ、尚且つ良い人を採用できるっていう。その、

委員 その裁量をなんとかね、もう、なんとか面接もしながら、ということで、先ほどおっしゃ

ったように30分で、何が人は分かるんだ、みたいな世界はあると思うんですけど、その辺の密度というか、切り口というか、いろんなことをこう研鑽されてですね、ぜひ、お願いします。

委員 教員採用とは違うんですけど、例えば保育士の養成をしていて、一番確実に受かっていくというのは実習でがんばっている子ですね。実習先でこの子ぜひほしいって言われる。まず間違いなく一番役に立ちます。それから、ちょっと意味合いが違うのもよく分かるけど、何かそういう現場での推薦っていうのが上手に活かされるっていうのも大切だと思います。

委員長 よろしいでしょうか。はい。続きまして、報告事項の才をお願いします。

[公開]

報告事項 才 県立高等学校における平成23年度使用教科書の選定方針及び採択について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 報告事項才です。県立特別支援学校の高等部を含む県立高等学校における平成23年度使用教科書の選定方針及び採択について報告いたします。資料にありますように1番で各学校の選定した教科書の選択希望に基づいて県教育委員会が採択を行うということで、各学校等それぞれありますので、学校がこう選んだものを県の方にこれを使いたいという申請を上げてくるということです。それに対しては留意点として7つ挙げておりますけれども、そのような形でものを選んでくださいっていうようなことをしておるわけでございます。ただ、その選定にあたって公正なお且つ適正を期するため次の資料を有効に使えということで文科省が編集しております教科書編集趣意書というものと、それから、今度の6月11日から7月2日まで東・中・西部の3地区で5会場で教科書の展示会があります。そういうようなものも見て自分の学校でどれを使うかということをよく検討して、それを県の方に上げてくださいということで、それが上がってきまして、教育長が決裁することになっております。それで、それを学校の方に提出し、併せて教育委員会の方にも報告をさせていただくという流れになっております。以上です。

委員長 はい。ありがとうございます。選定会には各学校の先生方がお見えになっておられるということですね。

参事監兼高等学校課長 はい。実際にはいろんな業者が学校を回って教科書とかを置いてはいらっしやるっていうのが実際にはありますけども、

委員長 採択は大体いつ頃になるんですか。

参事監兼高等学校課長 テストが終わるのはいつ頃だろうか。すいません、後で。

委員 その一番出だしの各学校長による選定っていう時に、これはある基準の中から選定するっていう理解でいいですか。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 全くのフリーハンドではないですね。

参事監兼高等学校課長 はい。それぞれ学力差とか、あるいは専門高校だとか、普通高校とかあります。そういう中で、合う教科書っていうのはやっぱりその先生方が、その教科の先生方が見て、この教科書が一番自分達がやりたいことにマッチしているなあとというようなことで、その選定理由も書いてきますので、そうやっていることで、選定を上げてきます。

委員 年によって変わるものなんですか。

参事監兼高等学校課長 しばらくは同じ教科書を使っていくと、1年使って駄目だったからっていうようなことはない、そんなはないと思っておりますけども、長いこと使っていると教諭も何て言いますか、マンネリ化してくるところもありますので、教科書を変え、同じようなレベルで同じような教

科書を、ちょっと教科書会社を変えてみるとか、そういうようなことはやっておくと思っております。
委員長 よろしいですか。それでは、報告事項の力をお願いいたします。

[公開]

報告事項力 登録記念物の新登録及び史跡の追加指定について
文化財課長 説明

文化財課長 報告事項力、登録記念物の新登録及び史跡の追加指定について報告をいたします。次のページをおはぐりください。今月の21日に国の文化審議会から倉吉にございます小川氏庭園の登録記念物への新登録と国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定の答申がございました。初めに新登録となります小川氏庭園でございますが、倉吉市河原町にございまして、代々酒造業を中心に営んでおられました小川家の庭園で、大正末期から昭和5年にかけて作成されたとされる池泉回遊式な庭園でございます。庭園は河原町通りに面しました前庭、それから、主屋と土蔵の間の中庭、そして、鉢屋川沿いの別区画の環翠園の3区画から構成されております。特にこの環翠園は和風を基調とした庭園でございますが、昔、竹づくりの際に使われていた高くそびえる赤レンガの煙突を現実に取り入れて近代の強調的な人工物が効果的に使われております。そうしたことから、近代の山陰地方における造園文化に与えた影響は大きいということで、貴重な存在であるところが評価されております。これによりまして、国登録記念物が多岐に登録されております石谷氏庭園と合せまして2点となります。

次に、青谷上寺地遺跡の追加指定でございます。下の方の図をご覧ください。青いラインで囲まれている土地は平成20年3月に指定されております範囲でございます。約14haでございます。今回追加指定されますのは、赤く塗られている範囲でございます。新たに指定同意をいただいた宅地にかかる約0.3haでございます。黄色で示しております場所は、史跡指定として想定しております範囲にかかる未指定地でございます。約これが0.3haでございます。そちらの方も宅地にかかる土地が主なものでございますので、現在指定同意をいたすように交渉を継続しているところであるようであります。以上でございます。

(上山)委員長 いかがでしょうか。はい。それでは、次に行きます。報告事項のキをお願いいたします。

[公開]

報告事項キ 平成21年度新体力テスト調査結果について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 差し替えております報告事項のキ、昨年度の体力テストの調査結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。はぐっていただきまして、この調査は児童生徒の体力の現状を明らかにして、学校体育の指導や部活に活かすことを目的として毎年実施しているものでございます。調査対象は小・中・高の生徒数の約10%にあたる人数を抽出し、昨年度は7,158名のデータを集めたところです。昨年5月から7月に調査をいたしまして、12月から1月にかけて検討委員会を設け、お配りしておりますピンク色の児童生徒の体力作りという冊子に結果をまとめて各学校の方等に配布をしているところでございます。調査項目につきましては、体力テストを8項目、生活習慣の調査7項目ということで、調査をしております。調査の概要について、2ページから少し説明をさせていただきたいと思っております。

合計点を全国平均、全国平均と言いますのは、21年度の数値がまだです。20年度全国の平均値と

比較したところでございますけれども、男子 12 学年、女子 12 学年、合計 24 のうちに 20 の学年では全国平均値を上回っております。しかし、概ね、全国平均よりも高い数値は出しているということが言えると思います。ただ、下の 2 番目の Tスコアによりまして、全国比較をしたところで見ていただきますと、特徴が出てきますけれども、例えば、シャトルランでありますとか、反復横跳びという全身持久力や敏捷性を測定するところにつきましては、ほとんどの学年で男女とも全国平均よりも優れているということが分かってまいりますが、逆に長座体前屈あたりにつきましては、男女とも全国平均を劣る学年の割合が高いといったようなことが分かってまいっております。はぐっていただきますと、平均値の年次推移を 3 ページに載せております。本県独創的な種目につきましては、50m とか、ボール投げにつきましては、長年本県が少し弱いところが課題だったんですけども、そのグラフを見て分かりますように、少し上昇傾向に転じてきているというところがあり得るんじゃないかなあという具合に思います。ただ、下の方にあります握力でありますとか、長座体前屈については、特に小学生を中心として少し低下傾向が続いておりますので、そこらあたりは課題かなあという具合に思っております。

4 ページの方を見ていただきますと、生活習慣と体力・運動能力の関係をグラフ化しておりますけれども、当然分布のごとく、運動、スポーツ、実施率の高い子どもほどテストの結果がよいというようなグラフでございますし、朝食、あるいは 1 日のテレビ視聴時間で考えますと、小学生ではあまりその差がないんですけども、中学生や高校生になっていくと、食べない、ときどき欠かすか食べない子と、毎日食べる子、あるいは 3 時間以上テレビを視聴している子と、その他の子ども達というのが少しずつこう開き始めてきているというような傾向が見えてきています。このような結果が出てきております。このピンク色の冊子をご覧くださいますと、そこに、本年度特に、何ページでしょうか。ピンク色の冊子の 47 ページ辺りを開いていただきますと、特に、本県の子どものたちの課題に応じて、こうしたような運動によってその課題を解決していこうというような運動例を示していただいているようなかたちになってございますし、63 ページ以降につきましては、国の調査も併せて生活習慣と体力・運動能力の結果を出してきておりますので、こういったようなものを、今後、学校体育の研修会でありますとか、講習会等で啓発し、より一層の学校体育活動の充実を図ってまいりたいという具合に考えておるところでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。体育指導の本は各学校にもうそれぞれ行ってますか。

スポーツ健康教育課長 はい。もう行っています。

委員 体が硬いって、何か原因があるんですか。鳥取県、何か理由があるとか、そういうのはないんですか。

スポーツ健康教育課長 理解しておりますのは、やっぱり小学生辺りが、ちょうど長座体前屈辺りに低下傾向が続いているというところでございますので、ある意味柔軟性と言いますのは、関節の可動範囲が広いかわ少ないかということになっていきます。そこに関係してくるのは、やっぱり、運動の習慣ではないかという具合に思っておりますので、やはりこの運動習慣を小さい頃から身に付けていくということが 1 つの課題解決に繋がっていくんじゃないかなという具合には思っております。

委員 心の柔軟性と体の柔軟性。逆に、体が柔らかくなると心が柔らかくなるみたいな。

委員 そうなんですか。柔らかい方が、スポーツしてても、伸びますよね。

スポーツ健康教育課長 そうですね。故障なんかも少ないと思います。

委員 かなり大事な要素なんですね。

教育長 それで、握力が減るっていうのは何なんでしょうね、これ。長座体前屈だけじゃなくて、握る力も弱い。

委員 外での時間が少ないですね。

委員長 家に帰ってからが少ないような気がするんですけどね。学校さんもいろいろと意識しながら外遊びをということは取り組んでおられるんですけども、それも難しいですね。

委員 これ上げようと思えば、ちょっとスポーツしたら、一発で上がる子もいますよね。放っておいたら、こういう話になります、意識するかどうかですね。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、報告事項のクをお願いいたします。

[公開]

報告事項ク 「小学生のスポーツ活動実態調査」について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。クでございます。小学生のスポーツ活動の実態調査ということについて報告をさせていただきます。はぐっていただきますと、昨年度、スポーツ振興計画にも、小学生時のスポーツ活動というのが、スポーツの良い出会いにおいて大事なところだということを示されておりまして、小学生のスポーツ活動はどういう状況だろうかということ調査をさせていただきました。これを今後の指導に活かしていきたいなという具合に思っております。

調査としましては、スポーツクラブ、学校体育ではなくて地域スポーツのスポーツクラブの活動状況、そして、所属している子どもの様子、指導者の状況、そして、小学校との連携についてということで、昨年12月から1月にかけて調査をいたしました。対象といたしましては、スポーツクラブの指導者608名、同保護者608名、そして、在校生がスポーツクラブに所属している小学校についても136校について対象といたしましたけれども、136校のうち124校、回答がありましたけれども、これは、この12校は小さな学校でクラブに所属している子どもがいない学校だったということでございます。そういった話で、アンケート調査のかたちで、市町村の教育委員会を通して調査を実施いたしました。

調査の概要につきましてですけれども、まず、活動状況につきましては、そのグラフに、1ページのグラフにありますように、平日、だいたい2日ぐらい活動しているクラブが約5割、3日以上というところも2割程度ありました。それから、土日につきましても、両方活動しているというクラブが約4割ございますので、全体的に活動日数が小学生にとっては多いなということが見えてまいりました。それから、2ページの方でございますけれども、所属している子どもたちの様子については、一生懸命で楽しそうに活動しているということがあるんですけども、活動を始めた学年が1年生とか2年生で約46%も入ってきているということですので、そういった意味では、野球でありますとか、サッカーでありますとか、発達段階に、こういった、やっぱり小さいころからの指導ということが求められているなということが明らかになって感じます。

それから、3番目の指導者の状況でございますけれども、毎年、体育協会の主催の研修会でありまして、あるいは、各種目団体が独自に定期的に研修をしているようなものに参加している、定期的に研修を受けている指導者が約57%いますけれども、一方で、最初だけ、認定を受ける時だけ、指導者の認定を受ける時の講習会しか参加していない、あるいは、特にしていないという指導者も43%という高い割合を示しておりますので、大変この辺が大事じゃないかなという具合に思っていますが、指導者の方で子どもたちに求めていることにつきましては、健全育成でありますとか、スポーツの楽しさ、コミュニケーション能力の向上といったことに主眼を置いて指導している方が多いのですけれども、1割ほどの指導者では、技術の向上であるとか、大会での勝ちにこだわるという辺りの指導者もおられるということも見えてまいりました。

はぐっていただきまして、3ページでございますけれども、小学校との連携という観点で申し上げ

ますと、連絡会について問い合わせましたけれども、半々でございまして、定期的な連絡会を持っているのと持っていないのが半々ぐらいでございます。やはり、何らかのかたちで連携を保ちながら、同じ小学生を捉えての活動ですので、やっていただきたいなということを調査結果の課題の1番に掲げておるところでございます。さらに、今後の対策の2番目でございますけれども、これ、少し古くなりますけれども、平成12年に県のスポーツ振興審議会というのがありました時に、活動日数等の指針を示しておりますけれども、それでは、多くても週に3、4日というようなことを指針として示しておりますけれども、先ほど申し上げました調査結果から見ますと、やはり活動時間が多くなっていますので、そういう無理のない程度の活動日数になるように啓発、指導が必要じゃないかなという具合に思っておるところでございます。

それから、先ほど申し上げました3番目でございますけれども、1・2年生からスポーツクラブに入っているということで、やはり、発達段階に応じた専門的な指導ができるような指導者の資質向上という辺りが必要になってくるなということでございますし、関連して4番目でございますけれども、やはり定期的に指導者研修を行う必要があるということを考えておりまして、本年度、下にありますように、小学生のスポーツ指導者講習会というのを、東中西、3会場で実際にそれぞれ参加いただいて、スポーツ指導者の方々に基本的な知識や子どもの発達特性にあった指導方法等について研修していただく会を持ちたいという具合に思っておりますし、こういった調査結果を教育審議会の生涯学習分科会の方でいろいろと見ていただきながら、いろんな提言等を取りまとめていただき、そこら辺りも指導者に周知していきたいなという具合に考えておるところでございます。

あと、調査結果の詳しいものを載せておりますので、また後でご覧いただければというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。質問がありましたらお願いいたします。

委員 ものすごく基本的な質問なんですけど、スポーツクラブの定義というものはないんですか。

スポーツ健康教育課長 私どもの方が捉えておりますのは2つございます。1つは、県の教育長さんが本部長としてスポーツ少年団というのが設置されておるんですけども、そのスポーツ少年団に入っている各市町村、各学校の少年団も1つスポーツクラブというふうに捉えておりますし、それから、それ以外で、地域のスポーツ指導者のかたが子どもたちを集めて任意で組織されている団体、これもスポーツクラブというのに捉えております。この2面があるんじゃないかなというふうに思って、その両方を、今回、調査対象としております。

委員 ちょっとこれ、学校とは、小学校とは基本的に関係があるんですか。勝手にやっていること。

スポーツ健康教育課長 基本的には学校の教育活動外でございます。

委員 外ですか。

スポーツ健康教育課長 ただ、やはり、主な活動拠点が学校のグラウンドであったり、学校の体育館であるということが大きな点だと思います。

委員 現場的には学校の先生がコーチとかをされている場合も、この中に入っていますか。

スポーツ健康教育課長 入っております。ただ、ごくわずかになってきておりまして、多くは地域の指導者の方。

委員 これ、どこかにスポーツの内容っていうのは、種別っていうのは、どこかに出ていますか。

スポーツ健康教育課長 そうですね、この調査には載せてきておりませんが、調査する時に、各スポーツ内容については調べておりますけれども、それを今、手元に持ってきておりません。

委員 いや、なんか、この内容とそういう種別と何かクロスして何か出てくるのか出てこないのか、ちょっと知りたいなと思って。

スポーツ健康教育課長 そこら辺り、少し、クロス集計が出ておりませんので、今後、データを

参考にしながら調べてみたいと思っています。

委員長 新規にスポーツ指導者講習会を開催されるということですが、この内容は、毎年、県社協さんがされている研修会の内容とはまたちょっと違うということですか。

スポーツ健康教育課長 特に、これは小学生を対象としたという辺りで、特徴を付けてやっていきたいなというふうに思っています。

委員 以前のスポーツ少年団の団長さんみたいな人と、学校側の代表と会合があって参加したことがあったんです。結構ぎくしゃくした会合だったんですけど、そのアンケート結果の中に、人間関係が良くなったとか、人間形成が良くなった、あるいは、やることによって人間関係悪化というような反対の。これ、理由は、私も関係者同士の話の中では、結局、さっきのアンケートの中にありましたよね、どちらを優先するかということの中で、そうなってくると結局、土日の場合には、あるいは試合、公式戦の場合には、そちらを優先する練習なのか、学校を優先するのか、この辺によって子どもたちの選択肢が違うことによって、いじめられたりするそうです。大きな要因みたいであって、ちょっと今の学校とスポーツ少年団とのコンセンサスというか、その辺をきちんととって行って、むしろ、子どもたちや保護者に戸惑いがないような作り方というのが大事だと思います。そうすることによれば、悪い面の人間関係の悪化っていうのは少なくなってくると思う。子どもたちに小さい時からその選択をするような、それで、学校とスポーツ少年団が子どもの取り合いみたいな、これ、ちょっとおかしいなと感じたもんで、そこをちょっと注意していただきたいなと思います。

委員 こういう団体が複数の学校に跨ってやらないとチームが組めなくなっているんですよね。

委員 そうですね、少子化でね。

委員 私もいくつか関わってしているけど、指導者によってずいぶん違うんです。指導者要件ってものすごく大きいと思っただけ。

スポーツ健康教育課長 ここら辺りもしっかり、また指導者研修の機会に内容を投げかけたいなということもありますし。

委員 アンケートをされるのに何を目的にするか。やっているうちに、やっぱり勝負にこだわられる、どうしても優勝の方に、その辺、ワアって燃えてくる。

委員 よく分かんなくなるのは、誰の欲望によって、例えば野球部なら野球部ができていくとか。そうすると、これは、学校の全体としての意向なのか、野球を子どもに教えてほしいっていう一部の親の意向なのか、たとえば20人の意向なのか、学校全体の大きな教育的な流れの中での意向なのかっていうことによって、それって変わってくると思うんですよね。ですから、ちょっとそういう、全体的な組織的な位置付けっていうんですか、学校教育の中での関係が明確になるといいかなと思うんですよね。だから、このスポーツクラブっていうのは、何て言うか、民間のスポーツクラブとは違うんですよね。体育教えますとか、サッカーのチーム、これは鳥取とかはないかもしれないけど、子ども向けのサッカークラブとは違うんですよね。

スポーツ健康教育課長 そうなんです。

委員 違うものなんですよね。

教育長 それで、良い面と課題も出てくる場所がありますので、3ページに書いてありますけれども、以前に調査したのが、この平成12年の3月で、それに基づいて指針が出ておりますね。3ページの4番(2)でしょうかね、県スポーツ振興審議会の教育活動日数等の指針、もう10年になっていきますので、その後もずっと変わってない。今のアンケートとか、それから、そうした実態等を踏まえて、教育審議会の方で、少し議論をしてもらって、ある程度、実態にあった指針とか、曖昧なところを、入らないところをはっきりさせるとか、指揮系統をどうするのか、そういうことを検討していく必要があるのかなというのがありますけどね。

委員 やっぱり今、委員が言われたどういう位置付けなんだっていうのをね、そこをもうちょっと明確にしてほしいです。

教育長 はい。

委員 指導者の人は、もう完全にボランティア的なあれでやっておられますよね。

委員長 クラブにもよるでしょうけども、保護者の方が、とにかく強くしてほしいと言われる人が今多いですよ。子どもたちが発育していく段階で、時間が適当なのかどうかっていうのは、また外れてしまうことが多いんだろうと思うんですね。

委員 親の方が命がけになって。

委員 それで、勝つことが目的のクラブが必要になったら、それはまたプライベートで作られればいいことなのでね。

委員長 他には何かございますか。よろしいですか。はい。それでは、報告事項のケをお願いいたします。

[公開]

報告事項ケ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について報告をさせていただきます。はぐっていただきまして、学校給食の食材の、いわゆる地産地消率でございますけれども、関係の市町村がご努力いただきまして、昨年度は57%にまで上昇をしてきております。目標としては、何とか60%にということを目標に掲げておるところでございますけれども、やはり、やってきたことを振り返ってみますと、関係者の研修会だったり、地産地消推進会議であったりといったところで、働きかけされたり、意見交換をして行ってきたことや、あるいは食育月間、全国学校給食週間などの取組で、学校を啓発していったこと、あるいは給食フォーラムでありますとか、シンポジウム等での県内に向けての啓発、そして具体的には、使用率が低い市町村への農林水産部局と一緒にの働きかけ、そして、県の学校給食会が、いろんな所と連携しながら、県内産の食材を使用した商品を下の表のような形で開発して、それを給食のセンターの方に届けるという役割をしてくれたことが、こうやって上昇につながってきているんだなという具合に思っております。

ただ、課題といたしましては、やはり、大規模調理数が多い調理場では、なかなか県内産の食材が必要数揃わないといったことがありましたり、その食材の流通体制が十分整っていなかったり、あるいは価格が高くなるものがあったり、県内産の食材を、一時的に加工する施設が少なかったりっていうことの課題が浮かび上がってきております。2ページの方に、各市町村ごとの状況調査を調べておりますと、そうした課題の中で、特に鳥取市の旧鳥取市というのが、使用比率として33%ということで、低い状況が出てきておりますし、倉吉市、境港市というものが60%を少し切っているような状況がございます。そういったように、やはり、大きな所でなかなか、多く食材を一気にということは難しいということも課題として出てきているなということが分かっていたんじゃないかなっていうふうに思っております。そういうところから、今年度の取組といたしまして、まず1つは、県の学校給食会の方に、コーディネーターを1名配置しまして、JA等との連絡調整でありますとか、課題解決に向けての市町村の働きかけといった辺りを担当していただく方を配置して活動をしていただいています。

さらに、地産地消率の向上のために、各市町村がそれぞれの課題、例えば、野菜を洗うために、臨時の職員さんが必要だとか、あるいは食品の保冷庫が必要だとか、そういうような各市町村の課題に

対して、その取り組みに助成していくという、学校給食用食材地産地消支援事業を本年度から開催し、もう既に鳥取市、あるいは倉吉市を初め、市町村でも手を挙げていただいて、これから活動を展開していくというようなところになってきておるところでございますし、それぞれの関係者の意見交換会でありますとか、調理講習会、地産地消推進会議を、昨年1回だったものを今年度は2回にということで、さらに一層、この地産地消が進むように推進していきたいという具合に思っています。ただ、地産地消の推進率を高くするというだけでなく、やはり学校給食の地産地消と言いますと、子どもたちの食、健康ということが大事なことだと思いますので、その基本を忘れないで、今後も進んでまいりたいという具合に思っております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員 前も同じ質問したんですけども、この重さベースですよ、57パーセントって。

スポーツ健康教育課長 はい。そうです。

委員 それで、金銭ベースだと何パーセントぐらい県内産になるんですか。その県内産食材の意味ですけど、例えば、県内で作った材料を県外で加工してそれを使った場合は県内産になるんですか、それは原材料。原材料では県内だけど、加工したのは県外で作ったというか。その、どうい、ちょっと教えてほしいだけなんです。

スポーツ健康教育課長 それにつきましては、例えば県の学校給食会あたりが、一部県内産のものを県外で加工して、また買っているということがございますけれども、それはもちろん県内産ということをやっています。

委員 それは、県内産。

スポーツ健康教育課長 はい。それから、品目ベースの部分でございますけれども。

委員 金額。

スポーツ健康教育課長 金額ですね、これにつきましては、ちょっと。

委員 何か前、ご質問して後でいただいたような気がするので、また教えてください。

スポーツ健康教育課長 はい。

委員 要は57%、量はこうだけでも、金額ベースにしたら40%とか、反対に70%やったら、えらい割高になっているとか、そういう。

教育長 重量があって安いものだったら。

委員 だから、金額だと、どうなんだと。

委員 同じことを思います。まずは、安全というのが一番大事なんでしょうけど、安全だけであれば例えば、県内産に拘らなくても、国内産であればやってる所もあるだろうし、もちろん地産地消で、というのは大事なことだと思うんですけど。それで、もし、すごく高くなっているということが、もしあるんだったら、そこそこいいじゃないかということになってくるでしょうしね。

委員 先ほどと反対のあれなんですけど、県外の食材を県内で加工した場合は、これは県内産になるんですか。

スポーツ健康教育課長 これも多分と言いましょうか、あると思います。

委員 両方とも県内になるわけですね。加工もだし、それから原材料も県であればOKでしょうという意味ですかね。

委員 今言われました、トレーサビリティ、県産事業者と違うんです。それで、後者の方は、ちょっとこれから難しくなる。

委員 難しくなるかも分かりませんね、はい。県内っていった場合。

教育長 県外のを県内で加工したら、県内産になるか。

委員 だいたいどこで取ってきたものか。

委員 魚は荷揚げした場所でしょう。

委員 いや。だから、魚なんかもそう。地方魚というのは、どこで獲ってきたのか。

委員長 栄養教諭の先生って、今、県内3名ですね。

スポーツ健康教育課長 栄養教諭は12名に。

委員長 12名になりましたか。中国5県でも比較的人数が少ない時期があったので、もっと増えたらいいなとは思ったんですが。

委員 体が柔らかくなる食材を。

委員長 旧鳥取市が進まないっていうのもやっぱり、大量の食材が要るからというのが、一番大きな理由ですね。

スポーツ健康教育課長 ものすごく大きなエリアですので。

教育長 3つの給食センターが同じものを。

委員長 ですよ。

教育長 この前、ちょうど鳥取市と鳥取県の意見交換会がありまして、知事の方から市長さんに33%ということ話をされて、協力要請がありましたので。

委員長 そうですか。

教育長 また変わってくると思います。

委員長 同じじゃないといけんですかね、3つの給食センターは。

教育長 今年は献立を少し、3つで変えてやってみるということでしたね。

スポーツ健康教育課長 下にありますけれども、今までは同一献立で、3つが一気に同じメニューでということだったので、そういう意味ではやっぱり食材はたくさんいるようですので、それをずらしていくとか、3つのセンターそれぞれに献立を考えていくと、栄養教諭がおるわけですので。そういうことをしていけば比較的1つのセンターの食材の量が少なくなりますので、それで少し入れるんじゃないかなという、そういうところも提言したりしておりますので。はい。

委員 こないだの気仙沼市でしたか。県土産食材100%みたいな市があるんですね、あれね、全国的には、100%というのは私自身調べてみると、どのように100%なるのかとか。だから、もう1回調べていただいて、アドバイスいただくと参考になるんじゃないですかね。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは報告事項のコをお願いします。

[公開]

報告事項コ 県立高等学校専攻科の状況について

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 県立高等学校専攻科の状況について報告します。4月にも報告したんですけども、ちょっと詳細なものをまたご報告させてもらいたいと思います。1番につきましては、倉吉東高、米子東高の志願状況についてですが、前回なかった自校出身者、他校出身者の割合等書いております。倉吉東高、年によって違うですけども、今年度でいえば4割以上の他校出身者がいて志願者も全県にわたっております。東部からもいっておりますし、西部からもいっておるという状況です。米子東高で他校出身者の割合は1割程度になっておりますけども、1つには募集定員が少ないということもあろうかと思っておりますし、それから、米子東高からの希望者が大変多いということになります。

それから、県外予備校に例年なら出てる生徒が、いろんな事情があると思います、例えば経済状況なんかも、出ないで専攻科を受けたというようなことがある、そういうようなことです。因みに、例えばここには書いておりませんが、専攻科を受験した米子東出身者は70名実はおるんです。これが

47名しかおりませんから、23名米子東高の出身者でも入れてないという状況があります。2番については、専攻科及び民間予備校の進路実績ということで、これは全て予備校については県立の高等学校が調べた数字でございます。いつもこうだしている数字なんですけども、ちょっと資料の3ページを見ていただけないでしょうか。資料3というのがあります。ちょっと進路状況とは違う、どこの大学にいったかということとは違って来るんですが、これは各予備校から初めて今回実績をいただくことができましたので、こちらの方で説明させていただきたいなあと考えています。21年度末と20年度末を並べております。20年度末を並べておりますのは、鳥取東高の専攻科があった最後の年ということで、そういうときの各予備校はどうであったのかということで、見ていただいたらというふうに思います。

東部地区で言いますと、鳥取東高の専攻科の分もおおかたA予備校に吸収されているというか、そういう格好で流れていっているというか。それから、中部、西部で言いますと各予備校、民間予備校の方もそれなりの数字を出しておられますが、どうしても専攻科の方が数的には沢山でいるのかなというようなこと、それは多分、1つには成績上位層がこの専攻科の方にいっているということもあるとは思いますが、実績としてこういう実績であるということでも見ていただければなというふうに思っております。資料じゃなくて本文に戻っていただけますでしょうか、すみません。アンケート結果というのが3番に、去年と今年に、高校生、地区の普通科、それから西部地区の普通科それぞれ3校の高校生対象にあるいは保護者対象にアンケートをしたものを、抜粋で載せております。専攻科の在り方、どうあればよいかということで、中部で8割を超えていますし、西部でも7割を超えています。これは、中部というのは倉吉東高、それから倉吉西高、中央育英の生徒です、だいたい。それから、西部では米子東高、米子西高、境高校の3校です。この平均と言いますか、3者のものを平均で8割以上、7割以上という生徒が残したがよいというような格好を言っております。それで、専攻科に進学できなかった場合、どうしましたかというような質問をしておりますが、これは専攻科に進学してきている生徒に言っております、もし行けなかったら2番目として県内の予備校かなというふうに言ってるわけですが、県外に出た、あるいは自宅、進学を断念してたという生徒が、中部では1割、西部では2割以上そういう生徒がいるということで、そういう結果が出ております。

それで、手持ちの資料の方を見ていただきますと、資料の4を見ていただけますでしょうか。東中西で専攻科が占める割合と言いますか、専攻科を民間が占める割合というのが出ています。これは人数が載っている、この人数を割合に直したものを今お配りしております。割合で見ていただきますと、中部地区で言いますと約5割の生徒が専攻科に通っているということになりますし、西部地区で言いますと、今年32.5%の生徒が専攻科に比べてこういう割合になっております。こういう割合のなかでの、先ほど申しましたのは進学実績と言います。こういう形になっております。ちなみに東部地区で言いますと、鳥取東高の専攻科が最後の年、どういう割合だったかといったら、18.3%という東部地区ではですね、そういう中での実績であるということになります。こういう形で各地区によってその専攻科の占める割合というのがだいぶ違っているなということがお分かりになるかなというふうに思います。ただ、資料の7ページに、資料6を見ていただけますでしょうか。これは23年度以降の専攻科について生徒の保護者の、存続すればというふうに願っているところが出ていないかと思われま。

それから、下へ下ります、9ページを見ていただきますと、なぜ、専攻科を選びましたかという専攻科を選んだ理由というところで言いますと、進学実績、それから経費が安いというこの2つが大きいかなというふうに思います。それから、10ページは、もし、専攻科と言いますか、もし大学に行けなかったらどうしますかというとき、やっぱり専攻科にという希望が多いということが分かるかなというふうに思います。そういうふうな資料でございます。それから、すみません、何度も飛びま

して、もとに戻っていただきまして4番目の保護者の経済状況というのを見てください。これは、本年度から高校の授業料については、不徴収ということになっているわけですが、21年度まで授業料の減免状況の推移というのをずっと書いておりますけども、見ていただきますと、前年、本年を合わせて、4人に1人の生徒がこういうふうな経済情勢であるということ、専攻科につきましても、ずっと上がって20%を超えている。本年度について、まだ、5月いっぱい出すようにということに指示がしてあるようでして、まだ、数字が分かりませんが、やっぱり高いにはこの20%を超えるような、こういうことになっておるのではないかと推測されます。資料についての説明は以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、何か、ご質問とかはございますか。

委員 専攻科って年間の授業料というのは、

参事監兼高等学校課長 授業料が26万1,800円、入学料が1万円。

委員 これ、今日どこまでやります。

教育長 これはとりあえず状況だけを、今、報告させていただきまして。

委員 報告を聞くだけで。

委員長 じゃあ、報告事項のサをやって終わりにしたいと思います。

[公開]

報告事項サ 第1回鳥取県中高一貫教育校設置検討委員会の概要

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 じゃ、第1回鳥取県中高一貫教育校設置検討委員会の概要について、ご報告をさせていただきます。いろいろな紆余曲折があったんですけども、5月14日に第1回目の設置検討委員会を開くことができました。協議内容について、4番なんですけれども、本県における中高一貫校の設置についてということで、どういう中高一貫校の説明をし、また、本県のこれまでの検討経過、それから、鳥取県教育審議会が出されている、第一次答申がありまして、それで、こういう考え方でということの説明をして、3番にあります委員さん方に、こういう考え方で中高一貫校を作りたいのであるとの説明をさせていただいたところです。委員さんの中の意見は、次のページに載せておりますけれども、委員さんたちの意見ですが、多くがどちらかと言いますかと、市教委の方でいえば、子どもたちが中学校に来る子どもの数が減って来て、学級減が起こるのではないかっていうようなことを心配されておって、なおかつ、そういう小さくなっているような規模でいきますと、小中一貫ってというような格好の取り組みをやっていると。そういう状況の中で、子どもは地域で育てたいと。だから、中学校からまた別の学校にというような学校は好ましくないというようなところで、どちらかという設置に対してはもうちょっと慎重に考えてほしいということがありました。

それから、保護者の方では、全国的に中高一貫教育校がたくさん設置されてきている状況があります。そういう状況から見れば、良いことだ、メリットがあるからなんだろうけれども、デメリットとか、そういうようなところも提示してほしいというようなことがありました。それで、県の立場としては、中学に入るのが、何処どこ中学校へ行きなさいって言われるか、あるいは東部でしたら附属中学校を受けるかっていう、これだけだったんですけども、そういう中学校、高校と6年間一環してその教育を受けられるという、そういうような形の中高一貫教育校、それを設ける。それを保護者や生徒が考えて受ける、そういう選択肢を設けることの方がやっぱり大切なんじゃないかというような考え方で、そういう学校を1つ作りたいたいというところで話をしておるところです。1回目は説明がほとんどでして、意見としてはそういうような意見が、予想されるような意見が出てまいりました。た

だ、実際にどうなんだってということで、次回、2回目の会議を持つまでに、岡山の方にあります操山高校ということと、それから倉敷天城高校ということを実際見て来ようというようなことで、今計画をしております。それから、6番目なんですけれども、その他として、東部地区の学校法人の中高一貫教育校の設置構想についてというのは、出ていました。出ています。古いもんですね、ここは。すみません。今後の予定ということでは、1回目と2回目のその間に、視察を受けて、2回目の会議を開きながら作りたいということと、進んでいきたいなということとでございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員 大枠の確認まで、

委員長 はい。

委員 この検討委員会というのは、教育審議会の専門機関みたいなもんですか。それはまた別個に作るんですか。というのは、同じ重政先生が委員長だったと思うんですけど、これについて答申書いただいた覚えがあるんです、内容。それで、同じことをまたやっているのかなという感じがするんですよ。それで、一応作るという結論だったけど、国や私立があったことに配慮しつつ、ということで、取り下げられてきたんで、じゃあ、県の方はちょっと一服しようということになったと記憶しているんですけども。それで、メンバーがガラッと変わったのかどうかも全然分からないんですけども、答申をいただいたという。あれはどうなるんだろうという、そういう感じがして。

参事監兼高等学校課長 その答申を活かしながら、結局鳥大の方はですね、

委員 なくなりましたね。

参事監兼高等学校課長 なくなったと言いますか、できなくなったってことを言われて、それでは県の方で作らしようという

委員 ことが前提なんですね。そこからスタートラインですよ。

参事監兼高等学校課長 そうは言っても、作るとすれば東部であろうということでその東部地区の関係の市町教育委員会、

委員 なんか、今の話を聞いていると、その上へのっかかっていうより、またゼロベースからのスタートみたいな感じがして、止めることもあり得るってような議論も、初めての時などはあったんでしょうけども、また同じことを繰り返されるのかなという印象を持ちました。

参事監兼高等学校課長 始めた時は、2月の教育委員会では、例えば、第一候補を鳥取東高で、第二を八頭高でというそこについては決定ではないということで、この検討委員会では東部地区に作りたいということで、そこから話しをしております。

委員 そこは決まっているということですね。

参事監兼高等学校課長 はい。

教育長 2月9日の定例教育委員会の協議事項としてオープンの議題ということでありましたので、あれ、新聞に出ると、皆さん、もう決まったんだということで、ずいぶんいろんな反応があったりしました。それで、この会で東部地区の教育委員会から参加していただくというのも、4月13日の市町村教育連絡会議、市町村教育委員長さんの会議、あのところでだいたいの了解いただきましたので動いているんですけども、2月議会で予算要求をしました時に、やはり今後のありかたを考えると、検討委員会を設けて、もう少し検討しようということと、それから、併せて知事部局等もお出でになるということで、700万くらいだったでしょうか、予算当初でありました。これはあくまでも教育審議会と切り離してまったくの別なところになりまして、その進めていく上で円滑に市町村等、ご意見を集めていくために必要な措置ということで、こういうふうにやっております。それで、重政先生は審議会のなかでよく知っていらっしゃるということでの委員でありますし、それから、先進高中高一貫教育関係者というのは、この春、操山高校を退職されました国友先生、非常にお詳しい方です

ので、そのノウハウを聞くのがいいのかなと思って、教育委員会对その市町村の対立じゃなくて、皆さんがやっぱり共通理解したから別でもいいだろうということでの人選であります。

委員 すいません、まぜかえすつもりはないですけど、前の時は、やる、やらないから、まず議論して、そういうような結論になったと。これは東部でやることを前提での検討会と考えたらいいんですか。

教育長 はい。我々はそういう認識をしております。ただ、その中で市町村がそのいない学校もあるということもありましょうし、それを大きく受け入れながら進めていくと。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終了します。各委員さんは何かございますか。ありませんか。では、次回は6月29日で定例教育委員会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 はい、それでは、では、本日はこれで定例教育委員会を閉会いたします。

(12時15分 閉会)